

## 阜陽漢簡『年表』整理札記

その他のタイトル	An Examination of Nienpiao (年表), the Collections of the Han (漢) Wooden Strips of Fuyang (阜陽)
著者	胡 平生, 田中 幸一
雑誌名	史泉
巻	70
ページ	19-35
発行年	1989-09-30
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00025692">http://hdl.handle.net/10112/00025692</a>

# 阜陽漢簡『年表』整理札記

胡 平生

〔翻訳〕 田 中 幸 一

阜陽漢簡と呼ばれる阜陽県双古堆一号墓より出土した竹簡には、王・公・侯・伯の紀年を記した残簡が若干見られ、その数は二百片前後である。我々は、これらを整理し番号を付け、『年表』として集輯した。阜陽漢簡の残存する各種古籍の中でも、この『年表』は、破損状況が特にひどく、最も長いもので九・五cmにすぎない。多くの残片は五cmに足らず、わずかに一、二字を残すのみである。竹簡の破壊がこのような有様なので、すでに簡冊としての本来の姿に完全に復原することは不可能であるが、我々は、ただ残存する材料をもとにして、二、三の零細な考証と推測をなし、これらの簡書に関心をよせる友人達の参考に供するのみである。<sup>①</sup>

さて漢以前の紀年材料としては、文献の記載によれば、例えば『帝王諸侯年譜』『古來帝王年譜』『太古以來年紀』の類の譜牒・世本・紀年の書があるが、それらは、現在では皆亡失したと言われる。現在残っているのは、司馬遷の整理編

纂による『史記』の三代世表・十二諸侯年表・六国年表等があるのみである。晉代に汲郡の戦国魏国の大墓が盗掘され、大量の古籍が出土し、その中に『紀年』十三篇があった。しかし、これも宋以後また亡くなった。現在では近代人が各種の佚本を集めたものがあるだけである。一九七五年湖北省雲夢県睡虎地より大量の秦代竹簡が出土し、その中に『編年記』一卷があり、秦の昭王元年（紀元前三〇六年）から、秦始皇三十年（紀元前二七年）までの大事を記している。阜陽漢簡の『年表』は、汲冢竹書の後発見された最も重要な紀年材料の一つであり、破損が甚だ著しいのが惜しまれるところであるが、その価値は大きく評価されるものである。

## 一、『年表』の起結

阜陽漢簡の『年表』の下限について、我々は、秦の始皇時

と定めた。秦の二世の記載のある材料はまだ発見されていない。  
い。

(1) N〇五三：始皇帝

簡文の「帝」以下はすでに損われており、その記されていると思われる年数はわからない。秦王嬴政はその二十六年（紀元前二二二年）に、初めて天下を併合し、自ら「始皇帝」と称した。しかし『史記』六国年表は、嬴政元年よりときを移さず「始皇帝」と称したとする。故に、このN〇五三が「二十六年」の前を指すものなのか、或いは「二十六年」の後を指すものなのか、結局断定することはできない。しかしながら『年表』にすでに「悼襄王」（N一二二）が見える。これは、当然「趙の悼襄王」と考えられ、彼が秦王政十一年（紀元前二三六年）に死亡していることから、我々は『年表』は総じて秦の始皇が中国を統一してから書かれたものと信じる。もつと極端に言えば、秦末に書かれた可能性もある。このように話してくると、『年表』は、別表とつないで読むことができる。「別表」とは、阜陽漢簡中の別の紀年残簡を指すのであるが、これは、書風が粗野で奇崛なものであり、『年表』の俊逸秀美な風格とは全く違い、記すところも秦末漢初の事であり、体例も『年表』とは違う。わずかに二十余片を残すのみで、我々はこれらの残簡を『大事記』とし、『年表』とは区別している。

『年表』の上限に関して、最も信頼できる材料は、

(2) N〇一三：熊罴九<sup>⑧</sup>

である。

楚王熊罴は、『史記』楚世家では、「熊罴」とし、十二諸侯年表では、「熊鄂」とする。

索隱には、

罴音鄂、亦作「罴」。

とある。この索隱が参照した古本には「熊罴」となっていたことがわかり、阜陽簡と同じである。熊罴の在位は、周の宣王二十九年から三十七年まで（紀元前七九九～七九一年）の九年間である。N〇一三の簡中の「九」が、熊罴の在位年数が九年であることを記したもののなのか、その九年目を指しているものなのか、確認することはできない。（後を参見。）

「熊罴九」の年代より更に早いと考えられる材料には、  
(3) N〇八三：一熊□

がある。

この「熊」の下の字は、左上角に「𠂔」が残存しており、「猗」であろう。熊猗は、熊罴の父であり、その在位は、周の宣王七年から二十八年まで（紀元前八二一～八〇〇年）の二十二年間である。

(4) N〇五〇：一秦壯公

「壯」は、「莊」に通ずる。秦の莊公の在位は、周の宣王

七年から周の幽王四年まで（紀元前八二一～七七八年）の四十四年間である。この残簡は、諡号の前に国名をつけており、『年表』ではあまり例のないものである。秦の荘公元年を記したものである可能性があり、この年はすなわち楚王熊徇元年である。

(5) N〇五六：釐侯

『史記』によれば、「釐侯」は四人いる。

(i) 衛の釐侯。その在位は、周の厲王二十四年から周の宣王十五年まで（紀元前八五四～八三三年）の四十二年間である。

(ii) 晉の釐侯。その在位は、共和二年から周の宣王五年まで（紀元前八四〇～八三三年）の十八年間である。

(iii) 燕の釐侯。その在位は、周の宣王二年から三十七年まで（紀元前八二六～七九二年）の三十六年間である。

(iv) 蔡の釐侯。その在位は、周の宣王十九年から平王九年まで（紀元前八〇九～七六二年）の四十八年間である。

これら四人の釐侯は、皆西周晩期、「共和」前後に政務を執っている。

(6) N〇四三：眡公十二 一釐

簡文の「眡」は、「眡」に作り、山東省臨沂県銀雀山漢墓より出土した竹簡『孫子兵法』の「眡」の書法と同じである。按ずるに、「眡」は「真」に通ずる。古代の音では、この二字は音節の始めにくる音が同じであり、真部の字に属し、音

韻もともに近い。よって、「眡公」はおそらく魯の真公であろう。『史記』によれば、共和元年（紀元前八四一年）が魯の真公十五年、また一説には十四年である。故に、ここでの「十三年」は、共和紀元の二年前或いは一年前ということになる。この年は、宋の釐公十六年或いは十七年、衛の釐公十二年或いは十三年である。「眡」は、また「慎」の仮借であるともいえる。戦国時には「衛の慎公」がいるが、『年表』N〇一九にはすでに「慎」の字が見える。（例(12)を参照）したがって、我々は「眡公十三」は魯の真公十三年であると推定する。

上述の材料を研究していくにしたがって、我々は、『年表』が『史記』十二諸侯年表とたいへん類似することを認め、その記述は共和行政前後より始まる。しかし、この中にはまだ解釈を要する材料がある。

(7) N〇五九：厲公卅四

現有の文献資料を調べてみると、共和紀元前の「厲公」には、魯の厲公がいる。『史記』魯周公世家は、魯の厲公の在位は三十七年間であると謂い、三代世表は、それは周孝王時にあたりとする。西曆で推算すると、だいたい紀元前九二六～八八九年になる。もう一人「宋の厲公」がいるが、これもまた周孝公時にあたるが、在位年数は不詳であり、しばらく論ずることはさしひかえる。しかしながら、我々はこの「厲

公卅四」は、恐らく共和紀元前の「魯の厲公」を指すものではなく、戦国時代の「秦の厲共公」を指すものであると考える。『史記』秦本紀及び六国年表は、秦の厲共公の在位は三十四年間（紀元前四七六〜四四三年）であると言う。さらに、十二諸侯年表はこれを「厲公」とし、先学者の多くもこの「共」をつけていない。ただし、戦国時の君王で二字の諡の者は、史書ではしばしば一字の諡だけを用いている。これは一種の簡稱であるといえる。N〇五九もおおむねこのような状況であらう。

(8) N〇五二：一武王六

(9) N一〇：一成王

この「武王」・「成王」は、容易に西周の武王・成王と考えがちである。しかし、『年表』の残簡にもう一つ別の材料（N〇二六）があり、その上欄には「昭（昭）公十」、下欄には「武王九」とある。「武王」二字の書法は〇五二と全く同じものである。したがって、この「武王」は周の武王ではなく、「楚の武王」であり、「成王」も「楚の成王」である。楚の武王六年（紀元前七三五年）には、衛の莊公が在位二十三年にしてこの世を去っている。楚の武王九年に、現存する文献資料中には、諡を「昭公」と称する人物をまだ発見していない。この材料は、尚一步進んだ研究を待たなければならぬ。概して言えば、『年表』の紀年は、西周の共和行政前後よ

り始まり、秦の始皇時、だいたいその天下統一後までのものである。

## 二、『年表』の編排体例

『年表』の二百にのぼる残片がどのように綴られ、篇をなしていたのか、これは、我々が非常に関心をよせる問題である。『史記』は、黄帝より西周の共和行政まではただ「帝王世国号」を排出するだけで、共和以後になつてはじめて紀年が完全に整っている。十二諸侯年表は、主に『春秋』に従い、六国年表は『秦記』に従っており、体例はだいたいのところ似ている。すべて、年代に照らして国を分け、時事を表記している。

我々の『年表』の考察によれば、二百個の簡片にはおおよそ二種類の性質の全く違う簡冊が含まれており、それらの編排体例もまた各自違ふ。以下それらを分けて分析を加えてみたい。

甲種『年表』；

年経国緯で、横に事実を書き加える。その編排体例は、だいたい『史記』十二諸侯年表及び六国年表を彷彿させる。簡冊の最も右側の簡を、現在我々は「端」と呼ぶことを知っているが、これはすなわち端首の意味である。この簡は上から

下に『年表』の各諸侯国名が書き入れられており、右から左に時代の早晩に従って順次紀年・記事を記している。<sup>①</sup>春秋戦国時代は、諸侯各国の盛衰興壊の変化が甚だ大きく、春秋時に数十国あつた諸侯が、戦国時に至つては、數国を残すのみであつた。ここにより、我々は甲種『年表』は春秋・戦国の二表に分けられていたはずであると推測したが、現在すでにこれらを嚴格に区分することはできない。

我々は、前節で『年表』の起結について指摘したが、一年毎に一簡を使つたと仮定して計算すると、甲種『年表』は六百簡余り必要となり、數量が相當數にのぼるとみることができ。しかしながら、発見された關係簡片はそれほど多くはない。これは、当然人為的に破壊されたものが主であらう。しかし、そのもともとの篇幅がそんなに長いものでなかつたためである可能性もある。我々は、甲種『年表』が、『史記』の体例と全く同じものではないかかもしれないと考える。殘簡に記された君主名号紀年に対する分析考証を加えるにしたがつて、甲種『年表』は、おおよそ、年をおつて排表しているものではなく、ただ各国の君主の終始の年及びいくつかの大事件の發生した年のみを記しているものである。たとえば、

(10) N〇〇二：一 一昭公十四一 獻公

『史記』によれば、周の敬王十八年（紀元前五〇二年）は、楚の昭王十四年であり、鄭の獻公十二年である。この年曹の

靖公が卒去している。我々は『年表』でこの年を排出した理由は、「曹靖公卒」のような君主の去世、新君の継位の事件があつたためであると推測する。

(11) N〇八四：一 康公十二

『史記』には、各国の康公で在位十二年以上のものが、以下に示す三人いる。

(i) 秦の康公。その在位は、周の襄王三十二年より匡王四十年まで（紀元前六二〇〜六〇三年）の十二年間である。その卒年は、まさしく魯の文公（在位十八年）の卒年にあたる。

(ii) 齊の康公。その在位は、周の威烈王二十二年より安王二十三年まで（紀元前四〇四〜三七九年）の二十六年間である。齊の康公十二年（紀元前三九三年）には魯の烈公（在位二十七年）が卒去している。

(iii) 鄭の康公。その在位は、周の安王七年より烈王元年まで（紀元前三九五〜三七五年）の二十年間である。鄭の康公十二年（紀元前三八四年）は、秦の獻公元年であり、田齊の桓公元年である。

以上三人の「康公」がおり、その十二年にはすべてちょうど諸侯の終始の事件が發生しており、恐らくただの「偶然の一致」とは考えられない。次の例もこの種のものである。

(12) N〇三〇：一 肅公九

「靈」は「靈」の仮借である。諸侯の中で「靈公」とよばれ、在位が九年ある者は、以下の五人である。

(i) 晉の靈公。その九年（紀元前六一二年）この年は、齊の懿公元年である。

(ii) 陳の靈公。その九年（紀元前六〇五年）この年は、鄭の靈公元年である。

(iii) 齊の靈公。その九年（紀元前五七三年）この年は、晉の厲公がその八年に卒去しており、また燕の武公元年である。

(iv) 衛の靈公。その九年（紀元前五二六年）この年は、晉の昭公がその六年で卒去しており、また吳王僚元年である。

(v) 秦の靈公。その九年（紀元前四一六年）この年は、晉の幽公がその十四年で卒去している。

この「靈公九」が、五人のうち誰を指しているのかにかかわらず、どの年をとつても、すべて君王の即位・改元或いは去世の事件がおこっている。大事を記すためにその年を取り上げたのかもしれない。たとえば、(7) N〇五九「厲公卅四」などは、我々がすでにこの「厲公」は秦の厲共公であると指摘したが、その卅四年は、彼の卒年であるばかりではなく、「日蝕、昼晦、星見」という年であった。また、次のような簡もある。

(13) N一〇九：十五 一慎

按ずるに、周の威烈王十六年（紀元前四一〇年）は、魏の文侯十五年であり、韓武帝十五年であり、衛の慎公五年である。この年にも、日蝕が発生している。わが国の史籍は、元來自然災異の記録を重視しており、「夫曆『春秋』者、天時也、列人事而因以天時。」である。日蝕は、古代においては、重要な災変であると考えられてきた。したがって、これも列記されたのであろう。もし、我々の考証に誤りがあれば、本来甲種の復原図を作成することが可能であるが、材料が破砕しており、互いに連続しない。そのため、復原することの意義は、それほど重大ではなくなつた。

乙種『年表』

『年表』には、一欄の中に二人の君王を排列し、その謚号年数の間に何の標識や隔断するものすらもない残簡が若干みられる。我々は、これを同一諸侯国の二代にわたる君王で、その各自の在位年数を記したものであると理解した。たとえば、

(14) N〇三八：公四 簡公四一

(15) N〇四二：穆公廿七 陽叔三<sup>⑤</sup>

(16) N〇六三：戴公一 文公廿□  
がある。

N〇三八は、齊の紀年であり、齊の悼公の在位は四年（紀

元前四八八〜四八五年)で、次に位を継いだのは簡公であり、その在位もまた四年(紀元前四八四〜四八一年)である。N〇四二は、晉の紀年であり、晉の穆侯の在位は二十七年(紀元前八一〜七八五年)で、位を継いだ弟の殤叔の在位は四年(紀元前七八四〜七八一年)である。簡文の「四」は、「三」のように四本の横線で書かれており、これは古文の書法である。

N〇六三は、衛の紀年であり、衛の戴公の在位は一年(紀元前六六〇年)で、その位を継いだ衛の文公の在位は二十五年(紀元前六五九〜六三五年)である。簡文の「廿」以下は、すでに残闕している。このように、明らかに乙種『年表』は、甲種『年表』と編排方法の違うものであり、それは、どうもただ君王の実際の在位年数を記した譜牒のようなものであると思われる。しかし、この表の上下左右の関係については、我々は残念ながら整理することはできない。一本の簡文については、その証拠を求める方法はたくさんあるが、今に至っては、完全な解釈をなすことはできない。たとえば、

(17) N〇一〇：□一厲公十五 景公四一

我々はいまだ一國の諸侯で、このように前後に継承している二人の君王を文献資料で見ることがない。しかも、上下に墨で書かれた横線があり、隔断し欄がつくられていることも、我々を困惑させ、解釈することができない。甲種『年表』に属する残片の中にも、少なからず現有文献の紀年と大きくく

い違う内容のものがある。このような現象は、春秋戦国時期の紀年の混乱や矛盾、記事の真偽の入り混っている状態を反映している。阜陽漢簡『年表』は、諸種雑多な紛乱している文献資料に、また事情が混乱し不明瞭な新材料を増添した。

### 三、記事

『史記』の諸表には、すべて記事があり、太史公は十二諸侯年表の序言に、

儒者断其義、馳說者騁其辭、不務綜其終始、曆人取其年月、數家隆於神運、譜牒獨記世諡、其辭略、欲一觀諸要難という。すなわち、阜陽漢簡『年表』は、君王の諡号・紀年を記す以外に、極めて簡略化された記事内容もあり、文字は、『史記』の表に比べて多くはない。たとえば、

(18) N〇一七：一亡 一桓公九

(19) N〇二一：一 一公帰 □

(20) N一五九：□公十一亡

(21) N〇四一：□王亡 □

このように『年表』の記事に残っていることは、余りに簡単すぎて、かえって意味不明で難解なものとなり、その意味するところも非常に不明瞭となる。さて、表中の「亡」に

は、三種の意味が考えられる。

(i) 「逃亡」「出奔」。『史記』では、しばしば「奔」「出奔」が用いられるが、ときおり「亡」を用いる。たとえば、『史記』十二諸侯年表の鄭厲公元年（紀元前六七九年）に、

厲公亡後十七歳復入。

と記す。また、「亡来」「亡帰」「出亡」等もみられる。

(ii) 「滅亡」「亡国」。この意味では、『史記』は「滅」を用いる。また、「亡」も用いられる。たとえば、十二諸侯年表の秦の穆公十九年（紀元前六四一年）に、

梁好城、不居、民罷、相驚、故亡。

と記す。その他、「謀亡曹」「宋太丘社亡」等もみられる。

(iii) 「死亡」の意とすることも可能である。N〇四一の「王」の前の一字は、下部に「亘」が残存しており、「宣」であろう。最後の字は地名であり、残字の右側にさらに「部」があり、「部」と考えられる。すなわち、「宣王亡部」となり、この解読に誤りがなければ、周の宣王四十六年（紀元前七八二年）に部地で死亡したことを指す。『史記』の正義は、『春秋』を引用して、

宣王殺杜伯而無辜、後三年、宣王会諸侯田于圃、日中、杜伯起于道左、衣朱表冠、操朱弓矢、射宣王、中心折脊而死。

という。また、『國語』には、

杜伯射王于部。

とある。このように言っていると、N〇四一の「亡」は、つ

まり「死」の意味である。N〇一七の「亡」はこの字だけで一欄を占め、右側にもう一簡つないで読むべきであろう。さらに、N一五九の「亡」は、上の「□公十一」とつないで読む必要がある。この二つの「亡」が一体どのような意味なのか、すではつきりさせることは非常に困難である。

「帰」にも三種の意味が考えられる。

(i) 「返回」。『史記』には、しばしば見られ、例えば、十二諸侯年表の周の襄王十四年（紀元前六三八年）に、

叔帶復歸于周。

とある。

(ii) 使役動詞の用法で、「送回」の意味である。これも、『史記』にはしばしば見られ、例えば、十二諸侯年表の周の襄王二十二年（紀元前六三〇年）に、

（管）聽周歸衛成公。

とある。

(iii) 「返還」。占領した土地等を返還することを指す。例えば、周の定王十八年（紀元前五八九年）に、

齊歸我汶陽。

とある。N〇二一の「帰」の下の字は残損し、認識することはできず、「帰」の正確な意味を知ることが非常に困難である。

#### 四、東周・西周

『年表』には、「東周」「西周」の国号を記した簡片が若

千みられる。

(22) N〇〇四：一西周恵和

(23) N〇〇六：□□ 一□公六 一西周

(24) N〇〇八：一 一西周

(25) N〇八五：東周 一

これらの簡は、たいへんはつきりしており、すべて「年経国緯」の系統に属するものである。その意味を考えれば、周の平王が洛邑に東遷した後の「東周」と東遷前の鎬京に都した「西周」を指すものではなく、戦国時代に周の王が都周辺の地の一部を二つにした「東周」、「西周」の小国を指す。

周本紀には、「周の考王がその弟を河南に封じ、周公の官職をつがせた。これが西周の桓公である。桓公が亡くなり、その子の威公が立った。威公が亡くなると、その子の恵公が立った。周の顕王二年（紀元前三六七年）に、西周の恵公は、その末子の班を鞏に封じ、周王室に仕えさせ、号して東周の恵公といった。」と記している。東・西周の王室の系統に関する材料は、非常に限られている。N〇〇四の「恵」の下の字は、「桓」であろうと思われるが、ただし「恵桓」という諡は、文献資料とは一致しない。この問題に対しては、我々はしばらく疑問として残すほかない。

『史記』六国年表においては、東周・西周は、みな周王紀年の一欄に付属しているが、阜陽漢簡『年表』では、それら

は別々に一欄を占有しているようである。N〇〇六でわかるように、表では、それは第一欄に並べられてはいない。共和紀元より以後で「威公」と号した者は非常に稀である。故に、次の残簡の「威公」は、西周の君の紀年にあたると思われる。

(26) N〇〇七：一威公十七 一康公十四

于鬯『戦国策年表』は、周考王元年（紀元前四四〇年）を西周の桓公元年とし、周威烈王十二年（紀元前四二二年）を西周の威公元年とする。⑤我々は、N〇〇七をもとにして、ここに西周の威公の即位改元の年に対する新しい推測をなす。

戦国初期の「康公」でその在位が十四年以上の者には、齊の康公と鄭の康公がいる。六国年表では、齊の康公十四年を周の安王十一年（紀元前三九一年）とし、これより推算すれば、西周の威公元年は、周威烈王十九年（紀元前四〇一年）にあたる。鄭の康公十四年は、周安王十九年（紀元前三八三年）であり、これより推算すると、西周の威公元年は周安王四年（紀元前三九八年）になる。この二種類の計算のうちどちらがより信頼できるであろうか。『史記』の六国年表・齊太公世家・田敬仲完世家は、みな「齊の宣公五十一年（紀元前四〇五年）に、齊の大夫田会が廩丘で反乱をおこした。」ことを記す。この年は、周威烈王二十一年である。『竹書紀年』もまた、この事件を記す。『呂氏春秋』不広篇は、

齊攻廩丘。趙使孔青將死士而救之、与齊人戰、大敗之。齊將死、得車二千、得尸三万、以為二京。甯越謂孔青曰：惜矣、不如歸尸、以內攻之。越聞之、古善戰者、莎隨賁服、却舍延尸、車甲尽於戰、府車尽於葬。此之謂內攻之。

という。按ずるに、同書博志篇に

甯越、中牟之鄙人也。

といい、後十五年間苦学して、周の威公の師となつた。ここにより、甯越が周の威公の師となつたのは、孔青に齊尸を返すことを教えたのと大体同時で、周の威公の師という身分であつたため、孔青の作法に批評を提言することができた。また、学成の後に、高見な卓識（『呂覽』にはこれを称して「甯越可謂知用文武矣。」とする。）を発表して、周の威公の師となることができたこともわかる。仮りに、彼が当時なお苦勞しているただの「鄙人」にすぎなかつたならば、もちろん趙の大將に対して、局外に立つて妄評する資格などなかつたであらう。（甯越の時代に関しては、錢穆の『先秦諸子繫年』巻一甯越考を参照されたい。ただし、そこで引用されている「博志篇」の名が、誤つて「貴志篇」となつている。）したがつて、N〇〇七の「康公」は、齊の康公であり、各項史料においてこのような推定は、皆比較的近いものであり、くいちがひもない。我々は、N〇〇七より推算した威公元年が周の威烈王十九年（紀元前四〇一年）であることが、今後の東・西周の世系紀年の研究におい

て、一つの「基準点」となることを認めた。

## 五、襄哀王

次の簡は、左半分が断ち切れ欠けている碎簡であり、解説にはかなりの斟酌が必要である。

〇七 N 一一九：襄哀王

「襄」は右半分が残存しており、『年表』の「悼襄王」の「襄」は「匚」に作り、馬王堆帛書『老子』の跋には「匚」に作り、漢碑には「襄」に作る。字形はみな近いものであり、「襄」と積して誤りはないであらう。

『史記』韓世家には、韓の宣惠王が二十一年に卒去し、太子倉立、是爲襄王。

と記す。集解は徐広を引用して、

一云周赧王六年、韓襄哀王三年、張儀死。赧王九年、襄哀王六年、秦昭王立。

という。また、留侯世家に張良の祖父の開地は、

相韓昭侯、宣惠王、襄哀王。

とある。韓の襄王は、「襄哀王」とすることもあり、六国年表によれば、その在位は、周の赧王四年から十九年まで（紀元前三一一～二九六年）の十六年間である。N 一一九の「襄哀王」は、この韓王にあたるといえる。しかしながら、戦国時

代の魏王の中にもう一人この「襄哀王」である可能性のある王がいる。

『史記』魏世家に、「梁の恵王は在位三十六年にして亡くなり、その子襄王が立った。襄王は在位十六年にして亡くなり、子の哀王が立った。哀王は在位二十三年にして亡くなり、子の昭王が立った。」とある。なおいくつかの見解がある。集解は『竹書紀年』を引用し、「恵成王三十六年に改元して一年と称し、改元後十七年にして亡くなった。」としている。杜預の『春秋経伝集解後序』には、すなわち「恵成王は、改元後十六年にして亡くなり、これも、諸紀年にもとづいている。」という。恵成王以降、『紀年』は「今王」と書き、これも二十年で終わっている。『世本』は、「恵王が襄王を生み、襄王が昭王を生んだ。」と謂い、哀王一代の記述がない。その後、魏の世系を討論する者は、諸説が矛盾していることから、それぞれその一端を執っている。錢穆の『先秦諸子繫年』は、清人の黄式三の説をとり、

韓宣恵王之子諡襄哀王、見「留侯伝」。魏恵成王之子意亦諡襄哀王、二君薨同年、亦同諡歟？史止称襄者、正如魏恵成王之称恵王、韓襄哀王之称襄王也。『史記』既分恵王之世為二世、因分襄哀之一諡為二諡矣。

とする。「魏襄王魏哀王乃襄哀王一君而諡号」は、その説が最も信頼できるという。我々もこの説に賛同する。したが

って、N一一九の「襄哀王」は、この魏王であるともいえる。

## 六、今王、今公

歴史家が史書を編纂する場合、なお存命の諡号のない君王に對し、これを「今」と称する。『年表』には二例みられる。

(28) N〇二三：□四 一今公七

(29) N〇三二：□ 一今王七

最初、我々はこの「今王」、「今公」は、墓主の夏侯竈及びその父夏侯嬰に関するものであらうと考えたが、その体例・書法が『年表』と似ていることを考察し、やはり、『年表』の系統のものとしてとらえ、研究しなければならないと考えた。

漢以前の史書の中で「今王」とする例には、次のようなものがある。

i、『史記』燕召公世家に、「(燕考王)三年卒、子今王喜立。」とあり、その索隱に、「今王猶今上也。有作令者、非也、按諡法無令也。」とある。(また、「令」を「金」に作る本もあるが、これも誤りである。)

ii、『開元占経』卷一一二は、『竹書紀年』を引用して、「今王四年、碧陽君之諸御産二龍。」という。『竹書紀年』の「今王」に關しては、かつてこの出土古籍を親見した杜

預の『春秋経伝集解後序』に、「『紀年篇』……晉国滅、  
獨記魏事、下至哀王之二十年。蓋魏之史記也。……哀王  
二十三年乃卒。故特不称諡、謂之今王。」とある。さら  
に『史記』魏世家の集解は荀勗の説を引用して、「和嶠  
云：『紀年』起自黄帝、終於魏之今王。今王者、魏惠成  
王之予。」という。

iii、『史記』趙世家の集解は、徐広の説を引用して、「『世  
本』云考成王丹生悼襄王偃、偃生今王遷。年表及史考趙  
遷皆無諡。」という。索隱には、「徐広云王遷無諡、今惟  
此独称幽繆王者、蓋秦滅趙之後、人臣竊追諡之、太史公  
或別有所見而記之也。」とある。

iv、『晏子春秋』卷四内篇問下 晏子使晉、晉平公問先君  
得衆若何、晏子対以如美洲沢第十五には、「(晉平)公又  
問曰：請問莊公与今執賢？」とある。

v、湖北省雲夢眞睡虎地秦簡の『編年記』に、「今年元」  
とある。これは、秦王嬴政元年を指す。整理小組は、  
「今」はすなわち「今上」、「今王」であると指摘する。

通常、「今王」とは、本国の人民が本国の在位君王に対す  
る呼称であることがわかる。陳夢家は、『六国紀年』の中で、  
『竹書紀年』が魏人の史記であり、魏王のまだ卒去していな  
い者を今王と称したことをもとに、『世本』が、趙王遷を今  
王遷と称することから、これは趙人の書であると推測した。

仮りにこの説が成り立つとすれば、『年表』の「今王」をひ  
とたび考証することができれば、それがどこの国の史書であ  
るかを推定することができる。しかし、もう一度仔細に推敲  
すると、この説にも疑問のあることがわかった。

まず、『史記』燕召公世家の称する「今王喜」、これが問題  
である。太史公は、六国年表の序に、

秦既得意、燒天下詩書、諸侯史記尤甚、爲其有所刺讖也。

詩書所以復見者、多藏人家、而史記独藏周室、以故滅。惜  
哉、惜哉！独有秦記、又不載日月、其文略不具。……余於  
是因秦記、踵春秋之後、起周元王、表六国時事、訖二世、  
凡二百七十年、著諸所聞興壞之端。

という。司馬遷の説くところによれば、諸侯各国の史記は、  
すべて秦人により焼き払われ、燕の史記も例外ではなかった。  
燕の史記がすでに存在しないのに、いったい誰が「今王喜」  
と称することができたのであろうか。仮りに、この「今王喜」  
は、『秦記』にしたがって引用してきたものであるとすれば、  
本国の人が本国の在位君王を「今王」と称したという旧説は、  
成立しえないことになる。

次に、『年表』に出てきた「今王」と「今公」であるが、  
たとえ「今王」が落着いたとしても、「今公」はどのように  
解釈すればよいのであろうか。「天に二日なく、国に二君な  
し。」である。どうして、一国の中にすでに一人「今王」が

いるのに、また一人「今公」がいるといえるのか。こうして  
みてくると、陳夢家の推論の前提が成立しないことになり、  
『世本』も必ずしも趙人の書でないことになる。そして、我  
々も「今王」、「今公」により、この『年表』がどの国の史書  
であるかを判断することができなくなつた。

戦国末年、「公」と称した諸侯は魯国のみである。六国年  
表は、魯の頃公元年が周の赧王四十三年（紀元前二七二年）で  
あり、秦の昭襄王三十五年であり、楚の頃襄王二十七年であ  
るとする。秦の莊襄王元年は、すなわち魯の頃公二十四年で  
あり、楚の考烈王十四年で、紀元前二四九年ということにな  
り、魯周公世家には、

楚考烈王伐滅魯。頃公亡、遷於下邑、為家人、魯絶祀。頃  
公卒于柯。

とある。魯国が滅んだ時、頃公はまだ存命で、仮りに、（趙  
遷の王諡号「幽繆」がそれほど人に知られていなかったのと同様に）  
『年表』の作者が、頃公がいつ卒去したのか、また死後何と  
諡されたのかという結果を知らなかったとしたら、『年表』  
で、魯の頃公を「今公」と称しても、さほど不思議なことでは  
ない。『史記』によれば、魯の頃公七年（紀元前二六六年）  
は、趙の恵文王（在位三十三年）の卒年にあたる。我々がすで  
に前で論じたように、『年表』の体例は、君王の終始の事件  
のあつた年代を並べ出したものであるといえる。「今公七」

が「魯の頃公七年」のことであるとすれば、『年表』の体例  
と一致する。しかし、N〇二三の「今公七」の上には、もう  
一欄あり、「四」の字が残存しており、現有の各種文献とは  
合わない。つまり、魯の頃公七年に呼応する在位四年或いは  
十四、二十四年等の年数の君王はいないのである。総じて言  
えば、「今公」が魯の頃公を指すかどうかは問題ではなく、い  
ずれにしても、一つの『年表』中に同時に現われる一人の  
「今王」、一人の「今公」とは、同一国の君王ではないと考  
えられる。換言すれば、我々は史書ではただ本国の当時の在  
位君王を「今王」と称するだけではなく、その他の諸侯各国  
の存命の君王、あるいはすでに卒去したがまだ諡のない君王  
もすべて「今」と称したといつてよいと結論する。仮りに、  
この想像にてらして、我々が『秦記』を秦王嬴政十九年（紀  
元前二二八年）に定められた紀年の書式であるとすれば、ちよ  
うどよい「今王」の例がいくつかみられる。

（今）十九 （秦）  
景潛王十五 （魏）  
今王遷八、亡 （楚）  
幽王十 （楚）  
（今王）二十七（燕）  
（今王）三十七（齊）

魏の景潛王、楚の幽王はこの年世を去り、故に諱をを称し、韓はこの二年前に滅亡しており、趙王遷は秦軍により捕虜となり、国は滅んだが、人はまだ死んだわけではなく、故に「今王」と称し、特別に指摘している。燕、齊両国の君「今王喜」と「今王建」は、その元年に列記されており、ここではただ年数のみを記す。秦王はただ「今」と称し、これもその元年に注出し、雲夢睡虎地秦簡『編年記』に見える。類似の資料が、もしも後人により移録されたならば、そこには四人の「今王」がいるはずである。本当にこのようなことがあるかどうかは、今後の材料の出土を見まもる必要がある。

一阜陽漢簡『年表』は、第二代汝陰侯夏侯竈の墓より出土し、それはだいたい漢の文帝十五年（紀元前二六五年）に埋葬され、司馬遷の編纂した『史記』の諸表に比べ、六、七十年早い。

『年表』を整理・研究するに際し、我々を困らせたのは、その内容の多くが、『史記』の諸表と一致せず、その上その他の文献資料とも一致しないことである。例えば、

⑧ NO. 〇一六：□一霽公五 一文公五 一穆公□

「霽（靈）」の右半分は、すでに損われており、「公」はわずかに左の一払いのみが残存する。最後の欄の「穆公」の下の横線ははっきりしており、その下にまだ残画があり、「五」の字であろう。しかし、現有の各種材料を入念に調べても、

これと一致する同時在位の、また紀年数がうまく一致する諸侯君王を捜し出すことはできなかった。

このような状況のため、『年表』の作者を想定することはほとんど不可能なことである。『年表』中にみられる「始皇帝」の記載によれば、それが『秦記』の系統に属するということも考えられないわけではない。しかし、それが、『秦記』をもとにして編纂された『史記』六国年表と一致しないならば、その他の可能性も存在し得る。たとえば、正式な周室の官本の『史記』のほかに、半官本或いは民間の『史記』が存在していたかもしれない。また、秦が天下の書を焼いたといっても、司馬遷が言うように完全に焼き尽してしまつたわけではなく、諸侯の史記の中にも、あるいは幸運にもその難を免れたものがあつたかもしれない、等等。『世本』の成立に關しては、劉知幾の『史通』外篇に

楚漢之際、有好事者、録自古帝王公侯卿大夫之世、終乎秦末、号曰『世本』。

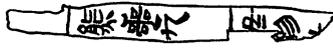
とある。好事者が『世本』を編集したとしたら、当然好事者がこの『年表』を編纂したとも考えられる。その上、漢初の諸侯王国には、専門の歴史家がおろ、彼らが国家の歴史公文書やその他の資料を利用して、『年表』を修撰することもそんなに難しいことではない。ただし、竹簡が余りにも零碎しているため、これらはみなただの推測にすぎない。



N053



N112



N013



N083



N058



N056



N043



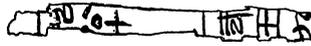
N059



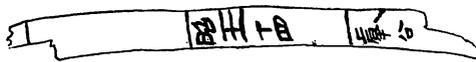
N052



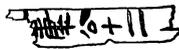
N040



N026



N002



N084



N030



N109



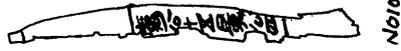
N038



N042



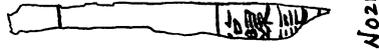
N063



No10



No17



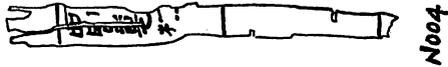
No21



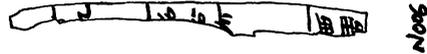
No15



No41



No04



No06



No08



No05



No07



No19



No23



No32



No16

註

① 阜陽漢簡の状況については、「阜陽漢簡簡介」（『文物』一九八三年第二期）参照。すでに発表された材料については、「阜陽漢簡（蒼頡篇）」「阜陽漢簡（蒼頡篇）の初步研究」（『文物』同上）、「阜陽漢簡詩経研究」（上海古籍出版社・一九八八年）、「阜陽漢簡（萬物）」「（萬物）略説」（『文物』一九八八年第四期）等がある。

② 『大事記』の記事は比較的詳しく、例えば、八年発材官詣東垣。

とあり、これは、『史記』高祖本紀にみえる、八年（紀元前一九九年）、高祖東擊韓王信餘反寇於東垣。のことを記し、体例は明らかに『年表』とは異なる。

③ 「熊罴九」以下にもう一欄あり、字が残っている。第一字は右側のみ残存しており、「冬」であろう。第二字の右側は「勿」であろう。左側にも残痕があり、「物」であろう。すなわち「黎」である。第三字は「十」であろう。『史記』秦本紀には、

太史公曰：秦之先為嬴姓，其後分封，以國為姓，有徐氏、鄭氏、莒氏、終黎氏……

とある。『年表』の「熊罴九」以下の残字が、「終黎氏」を指すかどうかは明らかではない。

④ 阜陽漢簡中に、我々は、背面に「櫛」の字が書かれた簡を発見した。これは、すなわち「端」の仮借であり、簡冊のはじめを表示するものである。

⑤ 「穆」の字は、わずかに右下の数払いが残っているのみである。

「殤叔」の第一字は「易」のみが残存しており、上古の音では、この二字は陽部の字であり、恐らくその音が近いのみである。

⑥ 錢穆『先秦諸子繫年』一九五六年香港大學出版社増定本、北京中華書局影印。

⑦ 王念孫の『讀書雜誌』には、「請問莊公与今執賢？」の「今」の下に「君」の脱落があり、よつて次の文に、「（晏子）対曰：先君莊公不安静処、樂節飲食、不好鐘鼓……、今君大宮室、美臺榭……。」とある。今、雲夢睡虎地秦簡『編年記』によつてこれが証明され、「今」はすなわち「今君」の略称であり、下文に「今君」とある。このように省略されていても、いなくてもどちらでもよい。ここでは「君」を漏らしたものととして対処せず、増補する必要はない。という。

著者

国家文物局古文献研究室副研究员

訳者

関西大学大学院博士前期課程